

岐阜県伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金 チェックリスト

(1) 交付決定～事業完了まで	チェック欄
① 交付決定後に事業を開始(発注等)していますか。 ※ 交付決定前に発注、購入、契約したものは、補助対象外です。	□
② 見積書をもらいましたか。 ※ 見積書を省略できるのは、おおむね以下の場合です。 ・ 予定価格が10万円を超えない場合	□
③ 2者以上から見積書をもらっていますか。 ※ 1者からの見積書でよいのは、おおむね以下の場合です。 ※ 以下の場合、<u>選定理由書</u>を整備すること。 ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる時 ・ 既に締結した製造又は物品の供給に関する契約に関連し、当該契約をした相手方以外の者と締結することが著しく不利となる契約を締結するとき ・ 特殊な技術を要する契約をする時 ・ 特殊な製造又は物件の買入れであって、特定の者以外とは契約しがたい契約をする必要がある時	□
④ 契約書を締結しましたか(契約金額が200万円を超える場合) ※ 任意様式で構いません。	□
⑤ 請書をもらいましたか(契約金額が100万円を超え200万円以下の場合) ※ 任意様式で構いません。	□
⑥ 事業終了予定日までに、納品・検収が完了していますか。 ※ 終了予定日以降に完了したものは、補助対象外です。	□
⑦ 検収(検査)を行っていますか。 ※ 契約金額が200万円を超える場合は、検収・検査調書の作成が必要です。	□
⑧ 検収(検査)後に代金を支払っていますか。(前払、部分払の場合を除く)	□
⑨ 振込手数料を契約相手先の負担としていませんか。 (例) 契約金額30万円に対し、振込手数料540円を差し引いた額を支払った場合、振込手数料は補助対象外のため、実際に支払った29万9,460円が補助対象です。	□
⑩ 補助事業で購入した単価50万円以上の機械等の品名、購入年月日、金額、供用場所等を記録した台帳を作成しましたか。 ※ 補助事業において単価50万円以上で購入した機械等は、財産の処分制限があります。 誤って処分することのないよう、他の機械等と明確に区分して管理を行ってください。	□

⑪単価50万円以上で購入した機械等について、補助事業で購入したことが明らかになるよう表示を行いましたか。 ※補助事業において単価50万円以上で購入した機械等は、財産の処分制限があります。誤って処分することのないよう、他の機械等と明確に区分して管理を行ってください。	☐
⑫事業内容の変更や各経費区分に20%を超える経費配分の変更はありませんか。 ※上記にあてはまる場合、補助事業経費配分(内容)変更承認申請書の提出と承認が必要です。まずは、県担当課と事前協議を行ってください。	☐
⑬補助事業経費配分(内容)変更承認申請書を提出しましたか。(⑫にあてはまる場合)	☐
(2)実績報告書の作成	
①補助事業実績報告書を作成しましたか。 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日 交付決定した年度の2月28日 いずれか早い日までに提出してください。	☐
②別紙様式6 事業実績報告書は、正しく記載されていますか。 (a)事業の実施期間 ・開始日が交付決定日以降、完了日が事業終了予定日までの日付になっていますか。 ※完了日は補助事業に係る経費の最終支払日ではなく、実際に事業が完了した日です。	☐
③別紙1 決算総表(支出決算書)は、正しく記載されていますか。 ・予算額欄は、申請書の計画の内容と同じですか(補助事業計画を変更した場合は、承認を受けた変更後の計画内容と同じ)	☐
④別紙2 支出明細報告書は、正しく記載されていますか。 (a)積算 ・経費ごとに名称、積算明細@単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み)、仕様等が記入されていますか。 ・購入先(支払先)を記入しましたか。 (b)金額 ・消費税及び地方消費税を含めた金額を記載していますか。 ・入手年月日は、補助対象物件の検収(検査)を行った日と同じですか。	☐
⑤証拠書類の添付漏れはありませんか。 【添付書類(例)】 ・仕様書、設計図、製品パンフレット等 ・発注書又は注文書 ・納品書 ・請求書 ・領収書(振込伝票)又は支払いが確認できる書類等 ・本補助金で整備した機械装置等の写真 ・見積書 ・契約書又は請書 ・検収・検査調書	☐